

新規申請について

1 介護保険居宅サービス事業者等の指定申請の申請期間等について

(1) 受付期間

申請受付は、下表のとおり。（土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

事業開始日（指定日）	申請受付期間（書類補正含む）	申請予約締め切り
令和7年5月1日	令和7年3月21日～令和7年4月10日	令和7年3月14日
令和7年6月1日	令和7年4月21日～令和7年5月9日	令和7年4月15日
令和7年7月1日	令和7年5月20日～令和7年6月10日	令和7年5月15日
令和7年8月1日	令和7年6月20日～令和7年7月10日	令和7年6月13日
令和7年9月1日	令和7年7月18日～令和7年8月8日	令和7年7月15日
令和7年10月1日	令和7年8月20日～令和7年9月10日	令和7年8月15日
令和7年11月1日	令和7年9月22日～令和7年10月10日	令和7年9月16日
	以下未定	

【お願い】

※表に掲げる申請期間以外は、当該事業における指定申請の受付等はいりません。

※表に掲げる申請受付期間等については、変更となる場合があります。

※

※地域密着型事業者の指定は、指定日の前月に開催される茨木市地域包括支援センター運営協議会の意見を聞いた後、決定します。

<令和7年度 地域包括支援センター運営協議会スケジュール>

開催日	事業開始日（指定日）
未定（7月頃）	未定（8月頃）

(2) 申請

指定を受けるにあたっては、上記の期間内に申請書を提出し、「受付」されることが必要です。（書類に不備があり、その補正が完了しないものについては、受付できません。）

介護保険法等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法その他、事業を行うについて順守すべき関係法令、条例等に適合していることが前提となります。関係する部署で、必ず事前に確認をしてください。

(3) 申請手数料の納付（令和2年度5月1日指定分～）

令和2年4月1日以降（5月1日指定分）に申請を行う場合は**申請手数料が必要**です。（茨木市外に所在する事業所やみなし指定の事業所は対象外。）

(a) 手数料の額

①居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービスに限る。）の申請を行う場合申請1件につき 30,000円

②居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当

サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービスに限る。)のうち、同一事業所で一体的にサービス提供するものの申請を同時に行う場合 35,000円

(b) 手数料納付の流れ

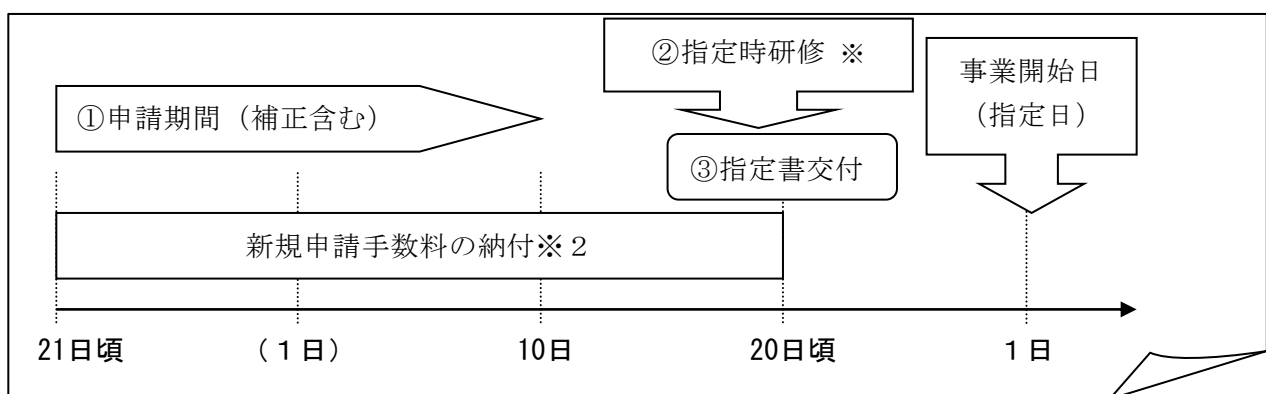
指定申請受付時に当課で納付書をお渡しするので、指定の金融機関で納付し、指定書交付時に領収書の写しを持参してください。(納付されたことを確認した後、指定書を交付しますので、指定書交付時までには納付をお願いします。)

また、納付された手数料は、審査の結果、指定が出来ない場合や申請を取り下げた場合等であっても返還できませんので、ご注意ください。

(4) 指定事業者の決定

審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定します。

(5) 申請から決定までの流れ



※地域密着型サービス、総合事業については②指定時研修はありません。

(6) 指定申請受付について

指定申請については、完全予約制としております。「申請予約締切日」までに、必ず電話等で予約の上、ご来庁ください。(予約されていない場合は、受付できませんのでご注意ください。)

(7) 社会保険及び労働保険の適用状況の確認について

厚生労働省から協力依頼があり、社会保険及び労働保険の未適用事業所の加入を促進するため、新規指定申請時に社会保険及び労働保険の適用の有無について確認し、厚生労働省に情報提供を行うことになりました。

つきましては、平成29年8月1日指定受付分から実施しておりますので、「確認票」に記載の上、申請書類と合わせてご提出をお願いいたします。

【確認書類の例】

(a) 社会保険 (健康保険及び厚生年金保険)

- 保険料の領収証書
- 社会保険料納入証明書
- 社会保険料納入確認書
- 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- 健康保険・厚生年金保険適用通知書

(b) 労働保険（労働保険及び雇用保険）

- 労働保険概算・確定保険料申告書
- 納付書・領収証書
- 保険関係成立届

2 事前協議が必要な居宅サービス事業者等の受付期間等について

(1) 事前協議が必要なサービス

通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

※新築等の工事の前に事前協議が終了していることが必要です。

(2) 事前協議の受付期間

原則、土、日、祝日を除き、毎月12日～19日の期間にお願いしています。

(3) 事前協議から指定までの流れ

①事前協議予約締切り（原則、毎月5日となります。）

↓

②事前協議（原則、毎月12日～19日の期間となります。）

↓ ※事前協議終了後、建築・改修を行ってください。

③施設建築、改修

↓ ※指定申請までに終了する必要があります。

④申請予約締め切り（原則、事業開始前々月15日となります）

↓

⑤老人福祉法による設置届出

⑥介護保険法による指定申請（原則、事業開始前々月21日頃～前月10日の期間）

↓ ※建築、改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

⑦現地調査（原則、事業開始前月12日～19日の期間）

↓

⑧指定・研修（20日頃）

↓

⑨事業開始（1日）

3 書類作成の留意事項について

添付書類については、**A4サイズ**（日本工業規格A列4番）とし**片面のみ**を使用してください。定款等枚数があるものは、袋綴じや糊付けは行わずにホッチキス等によりまとめてください。

※ 登記事項証明書等、原本の添付が必要なものはこの限りではありません。

A4サイズより大きなものは、A4に縮小してサイズを合わせてください、ただし、縮小により内容が判別できないものは、等倍または拡大してA3サイズとして下さい。

4 株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の登記の目的欄への事業名の記載について

(1)介護保険法に基づく居宅サービス事業

【該当する事業名】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

(2)介護保険法に基づく介護予防サービス事業

【該当する事業名】

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

(3)介護保険法に基づく居宅介護支援事業

【該当する事業名】

居宅介護支援

(4)介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

【該当する事業名】

訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、通所介護相当サービス

(5)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

【該当する事業名】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

(6)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

【該当する事業名】

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

【注 意】

登記の目的欄に当該事業に関する記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続を完了させてください。

株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人以外の法人（医療法人、社会福祉法人等）が介護保険法の事業を行う場合の当該定款への事業記載については、法人の所轄・監督官庁に事業記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず相談してください。

5 管理者の業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

(1) 又は (2) のいずれかに該当する場合。

ここにいう兼務とは、例えば、訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者とサービス提供責任者との兼務では、勤務時間帯を切り分けることなく、一日の勤務時間を通して両方の職務を行っている場合をいいます。

(例) 訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者兼サービス提供責任者
9時～18時 8時間勤務

(1) 同一事業所内における兼務

居宅サービス事業所等の種類		兼務が認められるもの
1	居宅介護支援事業所	管理者と介護支援専門員
2	訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所	管理者とサービス提供責任者
3	訪問介護（訪問型サービスA）事業所	管理者と訪問事業責任者 ※ただし訪問介護・訪問介護相当サービスの管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は不可
4	訪問看護（介護予防訪問看護）ステーション	管理者と訪問看護師
5	福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）事業所	管理者と専門相談員
6	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）事業所	管理者と専門相談員
7	5. の貸与及び6. の販売を行う事業所	両事業所の管理者及び 両事業所の専門相談員
8	通所介護（通所介護相当サービス）事業所	管理者と生活相談員

(2) 居宅サービス事業所等に併設する他の居宅サービス事業所等との兼務

管理者のみの兼務

(例) 訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者と訪問看護（介護予防訪問看護）ステーションの管理者

「併設する」とは、居宅サービス事業所等と同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合をいいます。

【注 意】

※ (1) 及び (2) の両方の兼務は該当しません。

(例) 居宅介護支援事業所の管理者兼介護支援専門員が、併設する訪問介護（訪問介護相当サービス）事業所の管理者やサービス提供責任者を兼務する場合。

※以上の考え方に該当しない個別事例について、一律に認めないものではなく、人員基準の趣旨を踏まえ、個別に判断することになります。